平成２９年（フ）第２４号
沖縄県国頭郡本部町字東588番地１　シャトレ清風301
債務者　宮城　恵美（旧姓比嘉）
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１７３号
神奈川県横須賀市追浜南町３丁目４番地パールハウス201
債務者　佐藤　正孝
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７３号
名古屋市港区惟信町４丁目46番地　Ｋウィステリア２　201号、従前の住所名古屋市港区本宮町２丁目２番地の５
債務者　筒井千代子
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４号
神奈川県三浦市初声町入江274番地２　県営初声シーサイドタウン６－401
債務者　佐藤　友晴
１　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７１号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番25－102号
債務者　加藤　千里
１　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７２６号
仙台市若林区六丁の目中町８番18－1003号
破産者　渡邉　高二
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷126番地の４
破産者　合資会社大正舘
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
茨城県常陸太田市中野町990番地の３
破産者　有限会社多賀パッケージ
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第８２号
栃木県佐野市大橋町3193番地の５
破産者　株式会社エッチピーシー
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１５６９号
さいたま市北区日進町２丁目1645番地５
破産者　中野　由貴
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
埼玉県越谷市谷中町２丁目42番地
破産者　株式会社巳矩
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
埼玉県三郷市彦成１丁目348番地３
破産者　株式会社サンエーエンターテイメント
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
東京都墨田区石原３丁目２番３号
破産者　ニシザワテキスタイル株式会社
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６１０号
東京都新宿区大久保２丁目７－２－902
破産者　李　　柱實
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３５４号
東京都中央区新川２丁目15番７号
破産者　株式会社ＴＲＹＰ
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６０５号
東京都江東区新大橋１丁目８番２号
破産者　株式会社千代田設計
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４３３号
東京都足立区花畑３丁目16－１－204
破産者　玉川　　翼
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１０号
東京都世田谷区用賀４丁目29番３号
破産者　マッドキャッツ株式会社
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７９５号
埼玉県草加市谷塚町731－１　グリーンアベニュー谷塚３号棟304
破産者　河島　美季
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９７７号
東京都杉並区和田１丁目21番15号
破産者　株式会社ゴッチ
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部